

平成 19 年 3 月 16 日

金融庁 監督局銀行第一課 御中

全国銀行協会

「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）」
に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 19 年 2 月 16 日に公表された標記案に対する意見を別紙
のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」一部改正(案)への意見

平成19年3月16日
全国銀行協会

項番	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	7頁 Ⅲ-3-3-2-2 (1)①	「書面を交付して説明することとしているか」について、この「書面」は、銀行法施行規則第13条の3第4項に定める書面のこととの理解でよいか。	
2	7頁 Ⅲ-3-3-2-2 (1)①イ	中途解約時の解約精算金の計算方法の明示について、解約金の計算方法について要求されるレベル感をお示しいただきたい。	内包されるデリバティブ取引の解約計算をする際には、解約時点での時価で再構築コストを算出することとなるが、詳細を説明するには複雑な数式が必要で、それを表記しても顧客が理解するのは困難と思われるため。
3	7頁 Ⅲ-3-3-2-2 (1)①イ	中途解約時の解約精算金の計算方法の教示については、必ずしも高度な数式を用いた「計算式」を明示するのではなく、反対取引に基づき算出する等「考え方」を説明するという理解でよいか。	厳密な「計算式」を理解するには高等数学等高度な専門知識を必要とすることから、そのような「計算式」を一律に顧客に明示することは顧客のニーズに反する可能性が高いと思われるため。
4	7頁 Ⅲ-3-3-2-2 (1)①イ	「中途解約時に、デリバティブ取引の解約精算金によって元本割れの可能性がある場合には、その解約精算金の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。)」となっているが、実務上の対応が困難なため、再検討を含めた配慮をお願いしたい。	デリバティブの解約精算金の計算にあたっては、解約時点での当該取引の残存期間と相場実勢が必要であるが、中途解約は契約に反してお客さまの都合で申し出られるものであるため、その時期を予測することは不可能であり、ひいては、その時点の相場実勢を予測することは不可能。従って、説明時の経済情勢において合理的な前提をおいても、解約精算金の計算を行うにあたって必要となるパラメーターの一部は合理的に予測することが出来ず、ある程度の「仮定」をおいて計算した例を示さざるを得ない。このように、「合理的な前提」には原理的な困難が伴うため、下線部分の規定については、再検討を含めた配慮をお願いしたい。
5	7頁 Ⅲ-3-3-2-2 (1)①ロ	顧客への説明事項として「満期日や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者が不利となる可能性があること」とあるが、「不利となる可能性」として説明しなくても、具体的に権利行使した場合の状況(例:満期日が繰上がる等)を説明すればよいとの理解でよいか。	権利行使できる権利を銀行が有している場合には、その分のプレミアムが商品の中に織り込まれていることから、「不利となる可能性」との表現は適切と思われるため。